

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(包括的支援事業の実施に関する基準)

**第 2 条** 介護保険法第 115 条の 46 第 5 項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 に規定する基準のとおりとする。

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者（介護保険法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね 6,000 人以上である場合に置くべき職員及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専らその職務に従事する常勤の職員であって、原則として省令第 140 条の 66 第 1 号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ 1 人
- (2) 担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上の部分につきおおむね 2,000 人までごとに、原則として省令第 140 条の 66 第 1 号イ(1)から(3)までに掲げる者のいずれか 1 人

(委任)

**第 3 条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。